

組合員が、産前産後休業・出産（被扶養者が出産する場合も含む）・育児休業・復職するときに必要となる手続き一覧表です。手続きの際に、ご参考にしてください。

※府立学校（高等学校・支援学校）及び府教育庁の教職員は、総務事務システム（SSC）による申請が可能です。ただし、育児休業手当金請求及び限度額適用認定申請は除きます。

※表中○印は、当支部所定の様式です。大阪支部ホームページから様式が入手できます。

とくに問合せが多い
手続きについて
特集いたします！

出産前後

概要	提出書類等	担当
産前産後休業中の掛金免除を希望するとき	◎産前産後休業掛金免除申出書 公印 必要 ◎産前産後休業掛金免除変更申出書 公印 必要 ※出産前に「産前産後休業掛金免除申出書」を提出した場合は、出産後に出産日を記入して「産前産後休業掛金免除変更申出書」をご提出ください。 ※出産前に「産前産後休業掛金免除申出書」を提出しないまま出産された場合は、出産後に「産前産後休業掛金免除申出書」のみご提出ください。	経理担当
標準報酬の特別な算定を申し出るとき	◎産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書 ※申出可能な方が限られます。詳細は、所属所あて通知文（組合員専用ページにも掲載）をご確認ください。	経理担当
出産に伴い「限度額適用認定証」が必要なとき	◎限度額適用認定申請書 ※詳しい手続き方法についてはP.10をご確認ください。	医療担当
組合員又は被扶養者が出産したとき	◎出産費・家族療養費 同附加金 請求書 〈添付書類〉 ・直接支払制度の活用・不活用に関する合意文書の写し ・分娩費用等明細書の写し（出産年月日、代理受取額等の記載のあるもの）	医療担当
出生した子を被扶養者にするとき	◎被扶養者認定申告書 ◎被扶養者個人番号報告書 〈添付書類〉 ・扶養親族届又は扶養手当認定通知書等（扶養手当承認の書類の写し） ※出産日から30日以内に所属所にご提出ください。	資格担当

育児休業取得時・育児休業中

概要	提出書類等	担当
育児休業を取得したとき	◎育児休業手当金（変更）請求書 〈添付書類〉 ・「育児休業承認請求書」と「育児休業承認通知書」の写し ・給与支給明細書の写し（育児休業開始月のもの。開始日が1日の時は前月のもの） ※延長給付に該当する場合は別途請求が必要（詳細はHP等でご確認ください。）	医療担当
育児休業中の掛金免除を希望するとき	◎育児休業掛金免除申出書 公印 必要 ◎育児休業掛金免除変更申出書 公印 必要 ※提出済みの育児休業掛金免除申出書に記載の育児休業の終了日が変更となった場合に、「育児休業掛金免除変更申出書」をご提出ください。	経理担当







概要	提出書類等	担当
標準報酬の改定を申し出るとき	◎標準報酬育児休業等終了時改定申出書 ※教職員のための共済のしおり令和5年3月改訂版 P.18に制度詳細を記載しています。 申出を希望される場合のみ、ご提出ください。	経理担当
3歳未満の子を養育しており、標準報酬月額が低くなったとき (P.8詳細参照)	◆3歳未満の子を養育されている方の標準報酬月額が子を養育する前と比べて低くなったとき ◎3歳未満の子を養育する旨の申出書 〈添付書類〉 ・特例開始日前後の「出勤等」の写し(府費負担教職員は省略可) ～子が組合員の被扶養者でないとき～ ・世帯全員の「住民票」 ・子の「戸籍抄本」又は「戸籍謄本」(世帯主が組合員でない場合のみ) ※住民票、戸籍謄(抄)本は、提出日から遡って90日以内に交付されたもの ※住民票は、育児休業から復職した場合、復職日以降に交付されたもの ※申出書に、マイナンバーを記入された場合、住民票の添付は省略可 提出期限：特例を受けることのできる時から2年以内 2年を過ぎて申出した場合、申出日から2年間のみ遡及して適用できます。	年金担当
一般組合員のみ 短期組合員 (長期給付対象外)の方は 日本年金機構へ 申出必要	◆養育しなくなったとき ◎3歳未満の子を養育しない旨の申出書 ※子が3歳に到達したときは提出不要	

※詳しい手続き方法については、下記からご確認ください。

◆ 大阪支部のホームページ

HP

→ こんなときガイド「子どもが生まれるとき」
または
→ 手続きナビ「様式集」
〈子どもが生まれるとき〉 〈様式集〉

◆ 教職員のための共済のしおり 令和5年3月改訂版


ホームページから
ご覧ください！



◆ LINE

トーク画面の下にあるメニューから支部ホームページや様式集にアクセスできます！

友だち追加はこちらから♪



p.20も参考にしてくださいね！

出産費及び家族出産費の支給額が変わりました

➔ 医療担当 ☎06-6941-2867

令和5年4月1日以降の出産分から、出産費及び家族出産費の支給額を次表のとおり変更しました。

出産日	出産費及び家族出産費	産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合の加算額	総支給額
令和5年3月31日までの出産	40万8千円	1万2千円	42万円
令和5年4月1日以降の出産	48万8千円	1万2千円	50万円

※請求書の様式は、当支部ホームページからダウンロードすることができます。

HP → 手続きナビ「様式集」 → 「短期給付関係の様式」

